

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年4月25日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

令和7年6月16日（月）から同月20日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 追加取得講習

令和7年6月19日（木）及び同月20日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、最近5年間に当該警備業務の区分（以下「4号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近5年間に4号の警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

5 受講定員（原則として受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

5人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

10人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和7年5月13日（火）から同月16日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 4号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通

ウ 履歴書 1通

エ 追加取得講習受講者にあつては、4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み、郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

7 その他

(1) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(2) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

〔件名：警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告〕

課名：生活安全企画課

No. 3

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）